

(第67号議案)

公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例新旧対照表

改正案	現行
<p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>地方税共同機構</u>との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の4第1項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員(次号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。)</u>を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(定年前再任用短時間勤務職員を除く。)</p> <p>(3) 中野区職員の定年等に関する条例(昭和59年中野区条例第16号)第4条第1項の規定により<u>引き続き勤務</u>させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p> <p>(4) <u>中野区職員の定年等に関する条例第9条の規定により同条第1項に規定する異動期間(同条の規定により延長された期間を</u></p>	<p>第1条 (略) (職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、<u>次に掲げる団体</u>との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員(次項に定める職員を除く。)を派遣することができる。</p> <p>(1) 地方税共同機構</p> <p>(2) <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p>2 法第2条第1項に規定する条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) 臨時的に任用されている職員その他の法律により任期を定めて任用されている職員(地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用されている職員を除く。)</p> <p>(2) 非常勤職員(地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項に規定する<u>短時間勤務の職を占める職員</u>を除く。)</p> <p>(3) 中野区職員の定年等に関する条例(昭和59年中野区条例第16号)第4条第1項の規定により<u>引き続いて勤務</u>させることとされ、又は同条第2項の規定により期限を延長することとされている職員</p>

含む。)を延長された管理監督職を占める職員

(5) (略)

3 (略)

第3条～第8条 (略)

附則 (略)

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項若しくは第2項、第5条第1項若しくは第3項、第6条第1項若しくは第2項又は第7条第1項若しくは第3項の規定により採用された職員をいう。）は、この条例による改正後の公益的法人等への中野区職員の派遣等に関する条例第2条第2項第1号に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなして、同条例の規定を適用する。

(4) (略)

3 (略)

第3条～第8条 (略)

附則 (略)